

# 大分県報

令和三年  
第二六四号  
十一月三十日

（火曜日）

## 目次

### 告 示

指定試験機関の試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更……………	一
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………	一
指定予定保安林（二件）……………	一
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………	二
人事委員会告示	三
不服申立て事案の却下決定に係る公示送付……………	三
労働委員会告示	三
大分県労働委員会あっせん員候補者に関する告示の一部改正……………	三
監 査 公 表	三
監査の結果に関する公表（定期監査）……………	四
監査の結果に関する公表（臨時監査）……………	九

### ○ 告 示

大分県告示第六百六十二号	三
消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項及び同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関として指定した一般財団法人消防試験研究センターから危険物取扱者試験及び消防設備士試験（以下「危険物取扱者試験等」という。）の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。	三
令和三年十一月三十日	三
大分県知事 広 瀬 勝 貞	三
一 危険物取扱者試験等の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地	三

令和三年十一月三十日

変更前 大分市長浜町二丁目十二番十号 昭栄ビル二階  
変更後 大分市都町一丁目二番十九号 大分都町第一生命ビルディング五階  
二 危険物取扱者試験等の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する日  
令和三年十一月二十九日

### 大分県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地 区 名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
久住地区久住工区	令三・一一・三〇から 令三・一二・二〇まで	竹田市役所

### 大分県告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 保安林予定森林の所在場所  
国東市安岐町朝来字中野一四二〇番一から一四二〇番七まで
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

大分県報（告示）

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市緒方町上畑字古町一一〇八番四・一一〇八番九・一一〇八番一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇八番一一、一一〇八番一二、一一〇九番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百六十六号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置い

て一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大分港の(二)概要の大在地区の表中

五十三	附属地	七、六四〇・二三 平方メートル
-----	-----	--------------------

を

五十七	附属地	四〇、四八二 平方メートル
-----	-----	------------------

に、

五十八	附属地	三八、二四一 平方メートル
-----	-----	------------------

を

五十九	附属地	三四、三二一 平方メートル
-----	-----	------------------

六十	附属地	三八、二六二 平方メートル
----	-----	------------------

六十一	附属地	二七、二〇九 平方メートル
-----	-----	------------------

五七、 六一		
-----------	--	--

に、

八十	附属地	九、八〇五 平方メートル
----	-----	-----------------

を

八〇					に、
八十四	附屬地	二五、四六九	平方メートル		を
八四					に改める。

附則  
この告示は、令和三年十二月一日から施行する。

### ○人事委員会告示

#### 大分県人事委員会告示第五号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第十五号。以下「規則」という。）第十二条第二項の規定による審査請求の却下決定書について、次に掲げる者に送付することができないので、規則第六十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和三年十一月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

- 一 審査請求人の氏名
- 秋月 憲博、新井 茂次、池邊 ふみ子、石井 正和、伊藤 政之、岩野 富士男、小倉 憲治、小田 正衛、北崎 雅美、木村 敬男、栗林 敬治、高木 昌造、田口 榮一、竹下 勇、長澤 始、成清 博文、日隈 良夫、日高 寛、山月 昭二郎
- 二 送付する文書
- 令和三年十一月十六日付け却下決定書の正本
- （送付する文書は、省略し、大分県人事委員会において保管する。）
- 三 規則第六十一条第三項の規定により、送付があったものとみなされる日
- 令和三年十二月十五日
- 四 公示の理由等

1 一の審査請求人（以下「請求人」という。）に係る審査請求について、当委員会では請求人の死亡を確認したところ、請求人の相続人等から当委員会に対し、請求人の死亡

の日の翌日から起算して一年以内に規則第八条第一項の規定による審査請求手続承継の申立てがなされなかった。

2 よって、規則第十二条第一項第三号の規定により、令和三年十一月十六日付けで審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定した。

3 1に掲げる事情により、当該却下決定書については、請求人に送付することができないので、公示の方法による送付をするものである。

4 なお、当該却下決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付することができる。

### ○労働委員会告示

#### 大分県労働委員会告示第六号

大分県労働委員会あっせん員候補者に関する告示（令和三年大分県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月三十日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

松尾 竜二	大分県労働委員会労働者委員 日本製鉄大分労働組合組合長	平二六・九・二四
藤本 雅史	大分県労働委員会労働者委員 情報産業労働組合連合会大分県協議会 議長	平二八・二・九

松尾 竜二	大分県労働委員会労働者委員 前日本製鉄大分労働組合組合長	平二六・九・二四
藤本 雅史	大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会事務局長	平二八・二・九

太田 美乃里	大分県労働委員会労働者委員 UAセンセン大分県支部男女共同参画	平二八・二・九
--------	------------------------------------	---------

令和三年十一月三十日

大分県報（告示・人事委告示・労働委告示）

推進委員長	
大分県労働委員会労働者委員 前U・Aゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	
おおた 田美乃里	平二八・二・九 に改

## ○監査公表

### 監査委員公表第678号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月30日

大分県監査委員	長谷尾雅通
大分県監査委員	長野恭子
大分県監査委員	井上明夫
大分県監査委員	藤田正道

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

令和2年度における財務に関する事務の執行

#### 2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、企業局、病院局、教育庁及び警察本部について、令和3年5月10日から9月30日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	94
議会事務局	1
人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1

監査委員事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁	12
警察本部	30
合計	142

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

### 3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

### 第2 監査の結果

監査を実施した142機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり21機関において、26件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

#### (1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

#### (2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの

④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの			
1 指摘事項 なし		障害福祉課	なことが認められた。
2 注意事項			児童措置費負担金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額は依然として多額なことが認められた。
監査対象機関	監 査 結 果		ETCカード及び法人カードの管理について、令和3年度のカード使用簿に保管責任者の記名等が行われていない事例が認められた。
(知事部局・総務部)			
大分県中部振興局	ETCカードの管理について、令和2年度の監査で「適正な管理がされていない」として注意事項とされていたが、本年度の監査でも、ETCカード使用簿に保管責任者の交付及び返却にかける承認や確認の押印がないなど、適正な管理がされていない事例が認められた。	(知事部局・農林水産部)	
大分県西部振興局	冬用作業服の購入について、本来、複数業者による見積合わせの上で一括して購入すべきところ、誤って各班ごとに1者随意契約で購入している事例が認められた。	森林保全課	工事に係る指名競争入札について、最低制限価格が併記された予定価格調書を封書していない事例が認められた。
別府県税事務所	LPガスの単価契約について、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、毎月0.1㎡使用する計画で購入単価等を締結したが、その間のLPガスの使用はなく、基本料金のみを毎月支払うなど、計画的な予算執行が行われていない事例が認められた。	大分県鳥獣被害防止総合対策事業について、有害鳥獣の捕獲を目的とする箱わな等の機材の購入が年度末となったため事業年度内に設置ができず、結果として交付した補助金が十分な効果を発揮していない事例が認められた。	
	総務事務システムで支払処理のできなかった令和2年3月分の職員旅費について、令和元年度予算で支給すべきところを、支出事務処理が遅れ、過年度支出として令和3年3月に支給している事例が認められた。	(知事部局・土木建築部)	
(知事部局・企画振興部)		豊後高田土木事務所	現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
交通政策課	ETCカードの管理について、カード使用簿に保管責任者の押印が行われていないなどの事例が認められた。	別府土木事務所	道路占用料について、占用期間の月数の計算を誤り、過大に徴収している事例が認められた。
(知事部局・福祉保健部)		臼杵土木事務所	津久見港港湾改修工事について、本来一般会計から支出すべき臨港道路の改修工事費を港湾施設整備事業特別会計から支出していた事例が認められた。
高齢者福祉課	フェイスマシールド等の物品購入契約に係る契約保証金について、納付させるべきところを免除している事例が認められた。	中津土木事務所	ETCカード等の管理について、使用者の失念等の理由により、カードの返却が遅延している事例が認められた。
こども・家庭支援課	児童扶養手当返納金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額は依然として多額		ETCカードの管理について、令和3年度のカード出納簿及び使用簿に出納員及び保管責任者の記名等が行われていない事例が認められた。

(各種委員会)		各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。	
人事委員会事務局	民間有料駐車場利用のための法人カードの管理について、カード使用簿に保管責任者の押印が行われていない事例が認められた。	監査対象機関 (知事部局・総務部)	監査実施日
(企業局)	タクシーチケットの管理について、使用の都度、タクシーチケット使用簿に使用者名等必要事項を記載していない事例が認められた。	知事室	令和3年7月20日、8月23日
		行政企画課	令和3年7月19日、8月23日
企業局	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	県政情報課	令和3年7月20日、8月23日
		人事課	令和3年7月20日、8月23日
(病院局)	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	財政課	令和3年7月20日、8月23日
		税務課	令和3年7月21日、8月23日
病院局	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	市町村振興課	令和3年7月21日、8月23日
(教育庁)	E T Cカードの管理について、令和3年度のカード使用簿に保管責任者の記名等が行われていない事例が認められた。	総務事務センター	令和3年7月19日、8月23日
		大分県東部振興局	令和3年6月1日から6月3日まで、7月8日
義務教育課	帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業で使用するために購入したタブレット端末について、その使用に必要なWi-Fiの契約をしていないなど、同事業に使用している実績が確認できない事例が認められた。	大分県中部振興局	令和3年5月17日から5月19日まで、7月19日
		大分県南部振興局	令和3年6月1日から6月3日まで、7月7日
人権教育・部落差別解消推進課	帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業で使用するために購入したタブレット端末について、その使用に必要なWi-Fiの契約をしていないなど、同事業に使用している実績が確認できない事例が認められた。	大分県豊肥振興局	令和3年6月9日から6月11日まで、7月2日
		大分県西部振興局	令和3年6月9日から6月11日まで、7月13日
(警察本部・刑事部)	大学入学科等の資金前渡による支出について、精算手続が遅延している事例が複数認められた。	大分県北部振興局	令和3年6月15日から6月17日まで、7月14日
		別府県税事務所	令和3年6月8日、7月8日
科学捜査研究所	大学入学科等の資金前渡による支出について、精算手続が遅延している事例が複数認められた。	大分県税事務所	令和3年6月14日から6月15日まで、7月19日
(警察本部・交通部)	通勤手当について、通勤経路の認定を誤り過小に支給している事例が認められた。	日田県税事務所	令和3年6月4日、7月13日
		中津県税事務所	令和3年6月4日、7月14日
運転免許課	通勤手当について、通勤経路の認定を誤り過小に支給している事例が認められた。	(知事部局・企画振興部)	
交通機動隊	通勤手当について、通勤経路の認定を誤り過小に支給している事例が認められた。	政策企画課	令和3年7月16日、8月18日
		おおいた創生推進課	令和3年7月15日、8月18日
3 監査の執行状況			

国際政策課	令和3年7月15日、8月18日	防災局防災対策企画課	令和3年6月21日、7月30日
芸術文化スポーツ振興課	令和3年7月16日、8月18日	消費生活・男女共同参画プラザ	令和3年6月18日、7月30日
広報広聴課	令和3年7月19日、8月18日	(知事部局・商工観光労働部)	
統計調査課	令和3年7月19日、8月18日	商工観光労働企画課	令和3年6月22日、7月26日
交通政策課	令和3年7月16日、8月18日	経営創造・金融課	令和3年6月22日、7月26日
(知事部局・福祉保健部)		工業振興課	令和3年6月23日、7月26日
福祉保健企画課	令和3年7月1日、8月6日	D X推進課	令和3年6月23日から6月24日まで、7月26日
医療政策課	令和3年7月6日、8月6日	先端技術挑戦課	令和3年6月23日から6月24日まで、7月26日
健康づくり支援課	令和3年7月7日、8月6日	商業・サービス業振興課	令和3年6月25日、7月26日
感染症対策課	令和3年7月7日、8月6日	企業立地推進課	令和3年6月25日、7月26日
国保医療課	令和3年7月7日、8月6日	雇用労働政策課	令和3年6月24日、7月26日
高齢者福祉課	令和3年7月2日、8月6日	観光局観光政策課	令和3年6月24日、7月26日
子ども未来課	令和3年7月8日、8月6日	(知事部局・農林水産部)	
子ども・家庭支援課	令和3年7月6日、8月6日	農林水産企画課	令和3年7月21日、8月26日
障害福祉課	令和3年7月7日、8月6日	団体指導・金融課	令和3年7月21日、8月25日
(知事部局・生活環境部)		地域農業振興課	令和3年7月26日、8月25日
生活環境企画課	令和3年6月17日、7月30日	新規就業・経営体支援課	令和3年7月26日、8月25日
うつくし作戦推進課	令和3年6月21日、7月30日	水田知地化・集落営農課	令和3年7月27日、8月25日
県民生活・男女共同参画課	令和3年6月18日、7月30日	おおいたブランド推進課	令和3年7月29日、8月25日
私学振興・青少年課	令和3年6月22日、7月30日	園芸振興課	令和3年7月29日、8月25日
食品・生活衛生課	令和3年6月21日、7月30日	畜産振興課	令和3年7月27日、8月25日
環境保全課	令和3年6月18日、7月30日	農村整備計画課	令和3年7月26日、8月25日
循環社会推進課	令和3年6月18日、7月30日	農村基盤整備課	令和3年7月26日、8月25日
人権尊重・部落差別解消推進課	令和3年6月17日、7月30日	林務管理課	令和3年8月2日、8月26日

令和三年十一月三十日

大分県報（監査公表）

令和三年十一月三十日

大分県報(監査公表)

八

森林保全課	令和3年7月30日、8月26日	竹田土木事務所	令和3年8月25日から8月26日まで、9月24日
漁業管理課	令和3年7月29日、8月25日	玖珠土木事務所	令和3年5月13日から5月14日まで、6月14日
水産振興課	令和3年7月29日、8月26日	日田土木事務所	令和3年5月24日から5月25日まで、6月14日
漁港漁村整備課	令和3年7月30日、8月26日	中津土木事務所	令和3年5月13日から5月14日まで、6月3日
(知事部局・土木建築部)		宇佐土木事務所	令和3年8月25日から8月26日まで、9月29日
土木建築企画課	令和3年7月8日、8月11日	(知事部局・会計管理局)	
建設政策課	令和3年7月8日、8月10日	会計課	令和3年8月2日、8月31日
用地対策課	令和3年7月8日、8月10日	用度管財課	令和3年8月2日、8月31日
道路建設課	令和3年7月15日、8月10日	(各種委員会)	
道路保全課	令和3年7月15日、8月10日	議会事務局	令和3年8月10日、8月31日
河川課	令和3年7月13日、8月11日	人事委員会事務局	令和3年7月2日、8月31日
港湾課	令和3年7月13日、8月10日	労働委員会事務局	令和3年7月16日、8月31日
砂防課	令和3年7月9日、8月10日	監査委員事務局	令和3年8月10日、8月31日
都市・まちづくり推進課	令和3年7月14日、8月10日	(企業局)	
公園・生活排水課	令和3年7月14日、8月10日	企業局	令和3年6月8日から6月10日まで、6月28日
建築住宅課	令和3年7月14日、8月10日	(病院局)	
施設整備課	令和3年7月9日、8月10日	病院局	令和3年6月1日から6月3日まで、6月28日
豊後高田土木事務所	令和3年8月23日から8月24日まで、9月29日	(教育庁)	
国東土木事務所	令和3年5月27日から5月28日まで、6月16日	教育改革・企画課	令和3年6月25日、8月2日
別府土木事務所	令和3年5月26日から5月27日まで、6月16日	教育人事課	令和3年6月29日、8月2日
大分土木事務所	令和3年5月10日から5月12日まで、6月9日	教育財務課	令和3年6月29日、8月2日
臼杵土木事務所	令和3年5月11日から5月12日まで、6月11日	福利課	令和3年6月30日、8月2日
佐伯土木事務所	令和3年5月24日から5月25日まで、6月11日	学校安全・安心支援課	令和3年7月1日、8月2日
豊後大野土木事務所	令和3年8月23日から8月24日まで、9月24日	義務教育課	令和3年6月29日、8月2日



特別支援教育課	令和3年6月29日、8月2日	捜査第一課	令和3年8月4日、8月31日
高校教育課	令和3年6月30日、8月2日	捜査第二課	令和3年8月4日、8月31日
社会教育課	令和3年6月30日、8月2日	組織犯罪対策課	令和3年8月5日、8月31日
人権教育・部落差別解消推進課	令和3年6月30日、8月2日	鑑識課	令和3年8月5日、8月31日
文化課	令和3年7月1日、8月2日	科学捜査研究所	令和3年8月5日、8月31日
体育保健課	令和3年7月2日、8月2日	(警察本部・交通部)	
(警察本部・警務部)		交通企画課	令和3年8月6日、8月31日
総務課	令和3年8月5日、8月31日	交通指導課	令和3年8月4日、8月31日
広報課	令和3年8月4日、8月31日	交通規制課	令和3年8月5日、8月31日
会計課	令和3年8月6日、8月31日	運転免許課	令和3年8月4日、8月31日
施設整備課	令和3年8月6日、8月31日	交通機動隊	令和3年8月4日、8月31日
警務課	令和3年8月6日、8月31日	高速道路交通警察隊	令和3年8月6日、8月31日
厚生課	令和3年8月4日、8月31日	(警察本部・警備部)	
監察課	令和3年8月5日、8月31日	警備企画課	令和3年8月4日、8月31日
留置管理課	令和3年8月6日、8月31日	外事課	令和3年8月6日、8月31日
情報管理課	令和3年8月6日、8月31日	警備運用課	令和3年8月6日、8月31日
(警察本部・生活安全部)		機動隊	令和3年8月5日、8月31日
生活安全企画課	令和3年8月4日、8月31日	~~~~~	
地域課	令和3年8月4日、8月31日	<b>監査委員公表第679号</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。 令和3年11月30日	
人身安全・少年課	令和3年8月5日、8月31日		
保安課	令和3年8月6日、8月31日		
サイバー犯罪対策課	令和3年8月6日、8月31日		
(警察本部・刑事部)			
刑事企画課	令和3年8月4日、8月31日	大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
		大分県監査委員	長 野 野 恭 子
		大分県監査委員	井 上 明 夫
		大分県監査委員	藤 田 正 道

令和三年十一月三十日

大分県報（監査公表）

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和3年4月13日から8月31日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は、次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	9
教育庁及び教育機関	12
警察本部	3
合計	24

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した24機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関において、1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

監査対象機関

監 査 結 果

(知事部局)

豊肥保健所

薬用冷蔵ショーケース搬入に伴う近接する2つの部屋の入口ドアの修繕について、当初想定の1部屋のみの修繕から2部屋同時修繕が必要となった段階で、競争性を担保した一括発注が可能であったにもかかわらず、部屋ごとに同一業者との1者随意契約をしていた事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	令和3年4月21日
中部保健所由布保健部	令和3年4月14日
豊肥保健所	令和3年4月13日
二豊学園	令和3年4月15日
動物愛護センター	令和3年8月19日
日田高等技術専門学校	令和3年4月16日
農林水産研究指導センター畜産研究部	令和3年4月22日
玖珠家畜保健衛生所	令和3年4月20日

玉来ダム建設事務所	令和3年4月15日
(教育庁及び教育機関)	
竹田教育事務所	令和3年4月14日
くじゅうアグリ創生塾	令和3年4月27日
埋蔵文化財センター	令和3年6月16日
日出総合高等学校	令和3年8月19日
芸術緑丘高等学校	令和3年4月22日
由布高等学校	令和3年6月8日
三重総合高等学校	令和3年8月18日
竹田高等学校	令和3年4月28日
玖珠美山高等学校	令和3年4月22日
安心院高等学校	令和3年4月21日
豊学校	令和3年6月16日
日出支援学校	令和3年4月20日
(警察本部)	
警察学校	令和3年5月21日
大分東警察署	令和3年5月20日
竹田警察署	令和3年4月27日

令和三年十一月三十日

大分県報(監査公表)